

浦安市規則第5号

浦安市公共交通事業者物価高騰対策支援給付金交付規則

(目的)

第1条 この規則は、公共交通事業者に対し、予算の範囲内において、浦安市公共交通事業者物価高騰対策支援給付金（以下「給付金」という。）を交付することにより、原油価格の高騰により経済的な影響を受けている公共交通事業者を支援し、もって市民の生活及び経済活動を支える公共交通の維持を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共交通事業者 バス事業者及びタクシー事業者をいう。
- (2) バス事業者 バスについて道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行に限る。）の許可を受けた者であって、市内に停留所を有する路線（市長が必要と認める路線に限る。）を有するものをいう。
- (3) タクシー事業者 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の許可（一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定）の許可等の取扱いについて（平成18年9月25日付け国自旅第169号自動車交通局長通知）に規定する福祉輸送サービスに限定するものを除く。）を受けた法人又は個人をいう。
- (4) 運行継続 令和6年10月1日時点でバス事業者又はタクシー事業者として事業を行っており、申請日時点で事業を継続していることをいう。

(交付対象者)

第3条 給付金の交付を受けることができる者は、市内に事業所を有し、かつ、運行継続をしている公共交通事業者であって、申請日以後も市内で事業を継続する意思があるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、給付金の交付の対象としない。

(1) 浦安市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等並びにこれらの者と密接な関係を有すると認められる者がいる者

(2) 市税を滞納している者

（給付金の額）

第4条 給付金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) バス事業者 申請日時点で市内の事業所で保有又は管理をし、申請日以後の事業の継続のために必要がある一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車（道路運送法第5条第1項又は第15条第3項の規定により国土交通大臣に許可を申請し、又は届け出ている同法第2条第8項に規定する事業用自動車をいう。以下同じ。）の台数に応じて、1台当たり2万円

(2) タクシー事業者 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額とする。

ア 法人 申請日時点で市内の事業所で保有又は管理をし、申請日以後の事業の継続のために必要がある一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車の台数に応じて、1台当たり1万円

イ 個人 1万円

2 前項の対象となる事業用自動車は、次に掲げる要件の全てを満たす事業用自動車とする。

(1) 申請日時点で有効な自動車検査証を有していること。

(2) 令和6年10月1日以後に運行した実績があること。

3 給付金の交付は、1事業者に対して1回に限るものとする。

（給付金の申請及び請求）

第5条 給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和7年2月28日までに、浦安市公共交通事業者物価高騰対策支援給付金交付申請書兼交付請求書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（別記第2号様式）
 - (2) 一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けていることを証する書類の写し
 - (3) 給付金の対象となる事業用自動車全ての自動車検査証（電子車検証の交付を受けている場合は、自動車検査証記録事項）及び直近の運行実績が分かる書類の写し
 - (4) 最新の市内事業所分の事業用自動車の数が分かる書類の写し（バス事業者及び法人のタクシー事業者に限る。）
- （交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、給付金の交付の可否を決定し、その結果を浦安市公共交通事業者物価高騰対策支援給付金交付決定通知書（別記第3号様式）又は浦安市公共交通事業者物価高騰対策支援給付金却下通知書（別記第4号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の交付を受けた申請者があるときは、給付金の交付の決定を取り消すことができる。

（給付金の返還）

第8条 市長は、第6条の規定により給付金の交付の決定を受けた者が、前条の規定により交付の決定を取り消され、かつ、既に給付金の交付を受けているときは、期限を定めて当該給付金の返還を命ずることができる。

（補則）

第9条 この規則に定めるもののほか、給付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（失効）

- 2 この規則は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。